

◆野党と市民の共同で新しい政治の実現を!

日本共産党船橋議員団

# ミニにゅうす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005  
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347  
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>  
 市会議員

岩井 友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160	関根 和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
金沢 和子 ☎422-5278	中沢 学 ☎493-8140
坂井 洋介 ☎404-2039	松崎 さち ☎090-6156-8592
佐藤 重雄 ☎432-9872	渡辺 ゆう子 ☎462-7273

## 使用料・手数料「見直し」 原価計算に根拠なし

市長は昨年「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」なるものを策定し、今後これに基づく値上げを軒並み進めようとしています。

公民館・放課後ルーム・リハビリセンター・市民文化ホール・テニスコート・体育館等の使用料、住民票・納税証明書・印鑑登録証明書の交付、飲食店の営業許可申請、理美容店・クリーニング店の検査等の手数料など、実に膨大な使用料・手数料が「見直し」の対象となつています。

家計消費や経済環境の悪化が続く中、行政には公的な市民負担をできるだけ軽減していく努力こそが求められています。日本共産党は「使用料・手数料の値上げは、それを負担

できない市民を行政サービスから排除するもの。無差別・公平であるべき行政サービスとは相容れない」と値上げの中止を求めました。

「基本的な考え方」に基づく一部の手数料の値上げが提案・可決された9月議会の審議で、「原価」なるものの算定の根拠となる事務1件あたりの「処理時間」や「物件費」の設定がいい加減なものであることが明らかになっています。処理時間は「担当者からの申告」、物件費は「政当局との相談」などというもの。

日本共産党は12月議会でも、「根拠のない数字を元にした『見直し』なるものには、いかなる立場からしても正当性がない」と厳しく指摘しました。答弁に立った企画財政部長

は、「基本的な考え方」の概要を述べるのみで、「原価計算のいい加減さ」については何一つ反論することができませんでした。

市民にとつては、「どの使用料・手数料が、どれだけ値上げされようとしているのか」が最大の関心事ですが、市長は、「個々の改定についてはパブリックコメント（市民意見の公募）は行わない」という問答無用の姿勢です。

今年は市長選挙があります。まともな根拠もなく、「市民に負担増だけを押しつける使用料・手数料の値上げは許さない」という世論を大きく広げましょう。

日本共産党船橋市議団主催

### 無料 法律相談

1月19日(木)  
2月9日(木)

弁護士が相談を受けます  
労働相談も受けています  
会場：中央公民館  
時間：午後1時～4時  
要予約 ☎436-3030

## 日本は、「アメリカの植民地」か？

### 自衛隊習志野演習場を 米軍が降下訓練で使う

1月4日、日本共産党議員団に「明日の5日から9日まで、米軍が習志野演習場で降下訓練を行う」という情報が寄せられました。調べてみると、事実でした。

これまで、習志野演習場での自衛隊降下訓練に「米軍が見学に来ていた」（松戸徹船橋市長の話）とのことですが、米軍が訓練に参加することはありませんでした。



ことです。これらは沖縄の状況を想起させますが、沖縄県だけでなく千葉県で、それも船橋・八千代市域の一部を使用するもので、自治権の侵害行為です。4日午後、党市議団として市長に対し次の申し入れを行いました。（囲み参照）松戸徹市長は、「降下はやるが、オスプレイは使わないと確認した」と述べ、地方自治の侵害ではないかという市議団の質問に対しては、「程度の問題で、私なりに判断した」と述べました。

今回の事態は、これまでと全く異なるもので、米軍が習志野演習場及び駐屯地の一部を使用することを政府が認めたという

なお参加する米軍の部隊は、

船橋市長 松戸徹 様

日本共産党 代表 関根和子

### 習志野演習場の 米軍使用に関する申し入れ

本日、私ども日本共産党市議団が入手した「日米合同委員会合意案概要」では、「習志野演習場の限定使用について」「空挺降下の展示等のため陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊習志野駐屯地の一部土地等を合衆国政府が使用することについて日米合同委員会の承認を得たものである」として米軍が明日1月5日から同9日まで使用することとされています。

習志野自衛隊基地を外国の

軍隊、米軍が使用することは、市民の安全を著しく脅かすことであり断じて認められませぬ。米軍はイラク戦争を始め、武力で他国を攻撃し多くの市民を犠牲にしてきました。それがテロの拡散を招いています。

過去に例の無い米軍の習志野基地使用を黙認するようなことがあれば、今後米軍使用が拡大することにもつながりかねません。船橋市には昨年暮れ、防衛省より通知が来ていました。地元自治体の市長としてこうした事態を看過すべきではありません。政府に対し、米軍の基地使用の中止を強く求めるよう申し入れます。

沖縄から来る特殊部隊「グリーンベラー」です。

自衛隊は「憲法違反ではない」として「憲法違反ではない」と説明し続けている日本政府の

言い分を市長は採用するでしょうが、米軍は文字通り「軍隊」であり、船橋市域で演習するようなことに同意しない、という気概を示して欲しいものです。